

【2011年8月1日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第45号 ■

---

---

---

「雇用促進税制」スタート！

～ 雇用を増やし、制度を整えた事業主を税制面で優遇します ～

---

平成23年度の「税制改正法」が6月30日に公布・施行されました。厳しい経済環境下での雇用を促進するため、雇用増に取り組む企業の税負担を軽減する「雇用促進税制」が創設・拡充されました。以下の3つの税制優遇制度について、ぜひ、ご活用ください。

1. 従業員を1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）増やすなどの一定の要件を満たした事業主に対する税制優遇制度が創設されました。法人税額（個人事業主の場合は所得税額）から、増やした従業員1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

この優遇措置を受けるためには、目標の雇用増加数などを記した「雇用促進計画」を、事業年度開始後2カ月以内に管轄のハローワークに提出してください。8月1日から受け付けを開始します。

ただし、事業年度の開始が平成23年4月1日から8月31日までの間にある事業主は、10月31日まで受付期限を延長します。

2. 従業員の育児環境整備に積極的な企業を支援するため、「次世代育成支援対策推進法」の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する税制優遇制度が創設されました。一定の期間内に新築・増改築をした建物などについて、認定を受けた事業年度に32%の割増償却をすることができます。

「くるみん」とは・・・

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

3. 障害者を多数雇用する企業に対する機械などの割増償却制度について、  
重度障害者の一層の雇用促進を図るため、新たに次の要件を満たす企  
業も利用できるようになりました。

- ・法定雇用率 1.8%を達成している事業主で、雇用している障害者数が  
20人以上で、かつ、重度障害者の割合が雇用障害者全体の 50%以上

詳細な内容、手続きについては、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」  
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。  
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて  
登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など  
著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製  
を行うことができます。
-